鐵網錄

二

特別
14
1919
13

176320

○唐詩選ハ本ヨリ手鑑ノ撰ニアラズ

市河寛斎ノ活唐詩選ト云書ヲ手鑑ノ撰著ニ充テ詩刪ハ王元美ノ序ヲ作リ刊行シタル書ノ名ニ行ハル唐詩選ハ滄溟集ノ中ニ選唐詩叙ノ篇アルノミニシテ其書ノ世ニ行ハルヲ見ズ世ニ猶ノ書ノ有ルコトヲ聞ヒタルニ依テ彼ノ材ヲ実ヲ借ヒ現行ノ唐詩選ヲ編ミタルニ利ヲ得ルニ高賀ノ習ヒヲ以テ我モクトヲ見ヲ放テ唐詩選ヲ刊行シ或ハ二三首ノ拙域ヲ以テ多数ヲ大抵ミナ高明名家ノ評注

38- 8842

なを称して世人を欺かんと要する所の蔣一葵箋釋と称
する者又袁宏道注釋と称して唐汝訓解と称する者
又鍾惺譚元春同評と称する者又李于鱗注陳繼
儒批評と称して唐汝孤白と称する者又蔣一葵箋釋
唐汝詢參註徐庶重訂と称して唐汝是彙解と称す
る者其他釋大典称する所の鍾惺評注劉孔敦批点
と称し蔣一葵箋釋黄家鼎評訂と称する者の余未だ
これを見ずこの数種を合する偽書なる疑なきこと
偽撰する偽書なる云々

○秦去の漢夜

槐記に云太閤秀吉のあるとき狩のかへり供なの輩上

覽の入るべきまへ南門の前の通あめと彩なんと御許安
あるしこの所なる南門を開て上覽ある三藐院殿も
御供あるしかの所の狩の様来付うそのこと記
さんなる事歟しきことと言もおろかの也先年狩の翌
日伏見城付二行之なる所二万羽同じ十三
日やうの事を華美のよもそりもおもしろの興行せし
なりと見くとう東庵なる次下の衆中諸侯の多以ての
を手をすくれて面なる華美の朝鮮の楽輿を乗て唐冠と
唐服を着し給を手のすくて者なる酒を清なん
なる唐人達ともと出合て者なる者の前を唐人を加し言
す太の時の前をとなんとなる中なる者を入れ

[illegible]

○武夫鼠を追ふ

拾記 北条氏康寿院法眼山科道安と申ごろ前摂政太政大臣家照公の門人仕候し和漢の事歴古今の人物有職の事柔三花等の部を著わし年序の序あり 八月十三日差候の節る云北条氏康の姫

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]大なる心得あるなり苦の人の生木生花の枝のなどを傷
まずと云いなめぬこといかめぬことなれば只其木其仲
生花生枝なりなどそれ〳〵生んはなる質の枝〳〵生付
を傷まぬやうなるやうなることなれば枝を生
て枝なるなり枝をまた枝なることあるとこのるや
是一大事務なるのことなり人〳〵潔なる諸事〳〵なる理屈なくば
枝〳〵枝の生付なる家のぬるきことなるそのを理屈なる枝
をアヂなる生て賞歌すべんは花へいかわぬ生まるも枝ぶの
枝なるなり枝なるなるなり枝へ枝ぶりの結屈なるものなる
を茎枝の長の長きまま〳〵生しは枝の枝なる杜若の
上なる時なるも前なるなる傳授なるなることなり兎角生のなる

花の立なる〳〵葉のひきなるなるなるなるなるなるなるなるなる何なるなるも花を立なる〳〵葉
をひきなる〳〵生なるなるの相なるなる蕭蕭の花なる葉なるなるなるなるなるなる
の生付なるなる何なるなるも花を卑なる葉を立なるなるなる是なる
虎なる杜若なる蕭蕭なるなる蕭蕭の杜若なるなる数なるよ
なる〳〵心なるなるなるなるなるなるなるなるなる
又云なる仙の折葉のことめつらなるなることなる初雪の後なるなる
はなることなる是なるなるなるなるなるなるなるなるなるなる初なるなるなる
折葉なるなるなるなるなるなるなるなるなるなる

○四四菜

楊仲菴文集六十四卷云、畫記云、張僧繇畫一乘寺壁遠望
如四四、近以則平、名曰四四花、俗呼一乘寺為四四寺

蜀山人一説一言に云石川大山一乗寺村る詩仙堂を建たる所を名づけて四西窠といふ、その庵る所の形うらうらたいくど宴に一乗寺を名づけて四西寺といふ本つけるちうくし

○一言寺談 蜀山一説一言中抄出す

あるとき山人のとゝまりきてこの比うちつづく雨あく道のつらきと申けれ、さんべ垣の本る人まんとゝと差へ給ふ

香山上人いつゝ皮相の士ともゝ語ゝ是ゝ人その義甚を見てその樂色を見ず西行の風を義背夏て

あしろの笠かたもけ風ゝうゝ雨ゝ雲の煙と詠あたとまこゝろふかすいしけのでゝ得ゝあゝ旅ゝの祥ゝ二分ハゝゝかゝハず雨ぬかつゝゝゝまゝれ日くゝゝ碍ゝむあひて見あ世の人をゝゝ庵るかけひの亭ゝふけゝきもチョンゝの松る木すみやゝきりくゝとうゝしろへまいゝゝ粗軟瓶ゝゝゝ飯糟味噌桶酒の通ゝゝとあゝゝ

あゝ人ゝ雲ゝ作ゝ扶ゝ杖ゝを あとゝ人をいひけんべ詩し てゝく且那の飯粒かゝのうゝゝ粒ゝきゝ不自由ゝ

と

優人瀬川路考来坂の一諸角ゝ京ゝゝゝる人

の口アカサカノヤマムラヤ（廣村の歌の歌ふ）

金あつて手賀指所をみ流の書き物を問ふ指屋の口

ア流い張んことをのぶも寄るものを踏み石ト寄てあ

さと〳〵少へ長夫も書の体を〳〵長硬て小針を指る

ちちまい家の家〳〵筆を棒とすん家の実也指

を指るを刺て書あい寄るの家〳〵指のを指るもよ

い寄の書也都て小流い筆を指るを作るも作るも

べし

○鶏鳴藏

一流一言を都の碑刀又也〳〵道てあるる所のあるを古き所

あ〳〵丸和の言卿言あつて又言を蔵せさるるをしらて

鶏鳴と云ふ〳〵とあ〳〵とん鶏と言と迄〳〵ともも

余名古の也

○組徒茅砌

日書〳〵云組徒先も茅砌の物るき〳〵茅を砌家を

烟草の盆とをひとつ〳〵て用ひんーとある人かたみ

烏丸亜お鉄度の一生扇家のあるきをもて砌家をせる

れしときけるもあ〳〵かて

○撫撫

又日書る伊る人を撫撫するをハケブすることいあり

あ〳〵〳〵〳〵〳〵の右記云公家御修法等之時小

野智德應呂供奉日例也如此奉何限此金二可被

撰抽書とあり

○男槁形

又曰書る男槁形ハ古法拾遺ニ見へたる今の茅茎の事也とあり

○鍼槌子

又曰書る活版の本文粹る鍼槌子傳あり鍼槌子毛中人也其名曰ハ破莫ハ七見へたる今本年載梅鍼槌子ハ陰茎ニ擬たる也と擬指板俗ヒ一の活也本朝續文粹る陰車潛あり敦光朝臣名を隠して嫌水校尉高鴻撰とあけりとあり

○金時、綱ハ頼光の雜兵なり

彼綱維章の事ハ活る云金時、綱、定光、季武等ハ古しへの雜兵なりし頼光の臣なるを頼光の部下の役人なりて京師の四方をうけとりて兵杖を帯し非道を戒め巡検せしもの也

○蘇武の板のしハ秋の地なりとある説

東海活る云漢の蘇武ハ北方くとられ海上なる羊を飼ふ事十九年の間なりくハ章陸四書倫るくとる秋の庚の匠原甚五右衛門ハ流前の産なり蘇武序ハ秋の時ハ久保田を去るとおもいよ高あり高の祠と武帝の廟と云事侍よ活るなり(る)出けんハ彼人云しハ社田鈴の内若き周心あり云ふやいき

と云まて四りよまてのさを結ひ毒ゝ人のすそぶの正
宮をたゝしの所千年を経て初あ〻蘇武うまの生産
武帝をまろ〻所と云使呼ひ〻也四つの芽ゝ苔清
深雪を人の生化をたつ〻ぶ一系ゝ見ぞと呼ひ〻や
蘇武う武を人の人の天をおしとそしを
後のぬの人時代を考て初をたてしたん

○天一坊の腕

曲亭雑記ゝ曰源美正幹云余百を山宮猟あ〻決しを
あ〻猟あ〻鹿を刎を時ゝ鹿幕府の代民人
の首刎る鹿後ゝ〻山田藩左三つと記しかゝしの或る
とき山田の浜ゝ捨をこの年まむ民人の首刎ることこの

人ゝ下らず、そが中ゝ切捨ゝること二度あり其人鹿俗
次郎兵ゝこのゝ人鹿ゝ来和ゝて首の産ゝ寄り
しとき捨ゝ宮笑ひ鹿ゝ和ゝて教をといひゝ
さて後ゝ立宮刀を抜ゝ揚しゝ手強ゝ切ゝて常の如
くゝすゝるとき、此と心を結ゝ首をかゝしゝ果
しゝ切捨ゝ、こゝ人渠ゝの腕ゝ氣を奉ゝ
べしとその腕をかゝそ者人ゝ小さい
ゝゝ腕ゝ珍ゝき腕ゝ人狂ゝ義ゝ
と渠ゝしとそ、このゝをもて思ゝて渠ゝ猟者の家
渠ゝしことゝ言ゝ〻ぐしこの後六十八年七十歳を
のゝ人のゝしめゝ物ゝ鹿ゝ人渠ゝ生りき

○奉書之巻

也亨乾紀之云古の一方和寛文のころ西戸西[illegible]
[illegible]之奉書[illegible]を[illegible]
あるべし也こゝ家の出行のこの[illegible]をはきて泥
をいとはず行るゝ人脱捨るかけ[illegible]のみる紙を
為のゝこの[illegible]うの間に[illegible]れの印を直さの
用ゐる[illegible]

○小倉蓋と蒲生氏平

初脩都君蒲生氏平が山陵訪求のみる事[illegible]
地を絶て識人なし高野山小倉蓋に世世[illegible]
[illegible]世[illegible]

とかわて偽く少しの小渠の助を借らんやとて其の家の
人しりるやうに墓庵の移[illegible]を[illegible]
[illegible]の家僕出迎ていづこうと問ふ[illegible]
あきまゝに脩都まつ伴て其小倉蓋宇都宮の[illegible]
[illegible]て蒲生伊三郎と呼[illegible]
四[illegible]よきほの[illegible]人の第[illegible]の[illegible]手をおつる
[illegible]東野の里まひめくれ[illegible]
[illegible]て[illegible]とい[illegible]の像こ
[illegible]世蓋庵の[illegible]を
[illegible]
[illegible]

都の中なるも記し侍るべき稀なる琴を弾じ給ふ時は
――なりけるを、あちこちの人々聴きよせて
聞くことをいたく、おうるさきみれば、ひとつ指さえ前の
代なりかんべ所ゆゑ志ゑかふべくもあるまじ侍よ行てた
めしまくといふ琴のむし襖一重を隔て立かゝるゆゑ
る修験の僧ゞの報ゝ及て、その志かぐといふもも
まうぶう琴ゝゝ又指かゝして云前のおほん云ハこゝ
もつかゝゝ漏少せり雷狩一立ゝ琴ゝ相てゆたまく
五六ヒ申ゝる僧ゞまう云ゝの志ゑあゝ屋江戸ゝ
学ゝ、こゝ琴都ゝ上ゝしかゞもお詫ゝる志ゑとゝ前
の長ゝゝをゆゝたまふと、その氣質の侍ゝぬゝか

ゝ漏少ゝゝゝいひゝる中のゝゝゝ琴ゝ学ん人ゝ
ゝと来ゝるとゝいひしゝ人ゝゝ似ゝゝ
その家ゝ八巳ことをゝゝゝ
れて面ゝゝ肝腎も吐き志ゑを失て前の学を
借ゝと所ゝ、かゝゝも言ゝ称ゝゝ退けゝん人ゝ切
ゝゝ一ゝゝ和尚を学ゝん此ゆ執ゝゝへといふ
叢庵ゝゝを慨ゝゝゝ思ひかけゝゝき、ゝ部ゝきゝ
人ゝ面ゝゝ漏ゝゝゝゝとゝゝゝゝ
面をあゝしけり修験ふゝゝ歌ひで風ゝゝ思ゝ琴し
志ゑの由を説ゝし山陵志著述の為ゝ古き御陵を改
人ゝ張藤を志ゝることの執云ゝとかゝゝいゝゝ叢庵

七宗旨感歎して足ら湯かけきこの寺に志をのこん
まと屋敷の杖をとどめこゝらわとりの陸奥をたづねて
訪れしたまくとゝみ侍るもてなしけるこんるう
脩教いとあるよ七度を限り過ぎを惜しむ
主人はあるら屋敷を焚て浴をあるる友人のたづかいを問
はしとゝ辭めも侍いす、こんずのるい六宗ゝ力のを憂
すゝ所のみるゝまも所ゝ六かゝる寄人ゝ捨すゝゝの歌
しゝる足ゝの夜ゝを聞て美ちかんと思ふのしい四のみ
ゝ力を絶す人の助ゝまゝんとゝ寄ゝ必為ゝしたまふゝと
て後ゝまゝも忘してけりかゝりし侍ゝ所ゝ
更閑て子ゝ所ゝつのころ悔しゝ侍ゝ

てをり、毎のゝく論食ゝを飯をまゝあゝとゝゝ
ゝる物をしゝるゝ蔬菜のゝ物ゝをゝくゝさるゝもゝを
をせざるゝ杖ゝ屋敷を休ゝるゝゝ手づゝゝ風流
さゝく焚を思ゝ汲たまゝるゝ六陸を限ゝ侍ゝとゝ尋ゝまゝ
ゝ安ゝゝゝゝゝ道草ゝゝゝとゝゝ人ゝ物を思ゝ出たまゝふこ
ゝを立ゝ侍ゝかゝりゝを喫きけり、侍ゝ所ゝ教を陸の菊の根
ことゝゝも也わゝ所を修ゝゝゝあゝ物ゝゝ更閑ゝゝゝ所ゝ
懺悔のゝゝゝ足ゝ侍ゝんゝゝ基の天皇の陸をたづねゝ
りゝゝゝゝの屋ゝまゝゝゝゝゝゝゝ思ゝゝゝゝ等ゝ所ゝ陸ゝ
ゝゝゝ我の墓を思ゝゝ(等持院は主家寺の北郊にあ不
動のゝゝあゝゝゝ我の住ゝ等ゝ持院と云この寺ゝ足

新氏十三世の本孫あり）こゝ[illegible]て年来の恨心頭の[illegible]
[illegible]んず差る内に冒[illegible]
今いまゝを慨[illegible]中けん海へ一旦沒[illegible]
世を乗し[illegible]逆を取り逆を守りしあを後世る流[illegible]
二百十数年干戈おさまり四の四典[illegible]
亡び[illegible]
[illegible]
[illegible]

を住吉に且弟也も廣かるん心さま武士に似す伏見の
節時に敵の指毛をとり鬼脇を抱きこれを元忠等
を奪殺するもしハ不義なる事成きて民を世界とつる余
を助けんを幸ひすして恥をたゝかゝ心もあらぬ世
捨人顔して仮歌多く詠じ行一音楽音を引ら
歌のたゝんとたゝかゝをもとるもんなはらねハ是
不滅の歌なるやの四二四川かくのめるんと賞するら
杖をあげて墓を敲きるあゝこハまゝ似たるあゝ
あやと詠るもあくまず少もをハらぬ方しく腹を抱し
とぞ曲亭雜記

原伝四篇この陽記を四方丈記の利の本條

を歌うたるゝ世ゝ知んぬ庵主のまへ知るもの
この文山かゝん或いこの庵生のことゝ詠る條
へたゝるや自うゝ詩をたゝるや琴笛歌しき庵も
が用ちるゝ大かゝ前生のみゝたゝまして方山うる
〃信濃の渡りて

○甲斐文

南嶺遺稿ニ云植松宗右衛門と云甲斐産の人なて地
人の話ニ甲斐人の四〃詩ニ勝れて木の安々のまき四
たゝといふ甲斐人の字この文とよまする字也夫れ甲斐
甲たゝといふ心ゝて甲斐人の四と弱ゝ甲たゝ弟一に
ゝの心たゝたゝ、むう婆仲太とゝ婆のあゝ事

宇治拾遺に出でたる人の子孫なりと沿
ひたるあるも共憲の論沿ひたるなりと成
章をも共憲仰付くて、考へを立てを成すと沿
へし

○風呂

南嶽遺稿に云風呂といふ元沼あるを
もの風呂しきといふ今の沼のろしきといふ重
言に宮町家の時分大湯屋を建て毎日の大元
宮一所に入るを沼に入る論ずれども彼ら
あろしきを宮にみおく、あるいはあろしきをひき
共上をとり、後に布彼を着す、是ら彼を包む

らをあてあろしきといふやうの成り方宮町
の記録の説なり

○厠

四書に云厠の字に元、西足まげ貝の字のうて
厠方といふときは谷二つの中を流るる水を云平沼
ゆまりやうあるを厠方の業をなす所を借り用る
し廣出るをも共通ずれども仮に文字なるを厠の沼
といふる時は寄附なる所のこと成て厠の業所の
事なるべし

○拶

拶と迫といふ字義通あり拶は手をとりて之をみや

[illegible]

[illegible]の文の也、是ハ人を[illegible]考是とつゞいて
[illegible]と訓す、文是ハ文を[illegible]文人
の是といふ也、[illegible]文を[illegible]ふ言[illegible]撰文と[illegible]
文是ハおのゝ[illegible]ハ考[illegible]是を[illegible]
是と用ひたるあやまり也 [illegible]
[illegible] 南齊遺稿

○浴[illegible]

南齊遺稿に云浴[illegible]事田[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]大祖[illegible]といふものを着て禁

中女房[illegible]五[illegible]衣の[illegible]衣裾を着て、うハをそひ
[illegible]と同[illegible]
と着て[illegible]五衣を着て其上に道の間へ布を
きる也 [illegible]
[illegible]も五きぬを着る

○少陵可殺

宋乾道間、林逋之為司業、与彭心字彭仲舉、游天筮
小飲、論詩談到少陵、仲舉微醉、忽大呼曰、杜
少陵可殺、有俗子在隣壁聞之、遍告人曰、有一怪事、
林司業与彭四字、在天筮謀殺人、或問所謀殺者
為誰、曰杜少陵也、不知是何處人、聞者絶倒 鶴林玉露

○死生の間も女色を林子美純ず

胡澹庵十年貶海外、北帰之日、飲于湘潭胡氏園、題詩云、君恩許帰時一醉、信有梨頰生微渦、謂侍妓黎倩也、厥後朱文公見之、題絶句云、十年浮海一身軽、帰對黎渦却有情、世上無如人欲険、幾人到此誤平生、文公全集載此詩、但題曰自警云、

余観東坡志林、載張元忠之説曰、蘇子卿雪啖毳、踊血出背、可謂了二死生之際矣、然不免為胡帰生子、而況泗房侍御之下乎、乃知此事未易清除、文公之論澹庵、亦猶張元忠之論蘇子卿也

彤林玉露

○作文庫速

李太白一斗百篇接筆立成、杜子美改罷長吟、一字不苟、二公蓋亦互相譏嘲、太白贈子美云、借問因何太瘦生、只為從前作詩苦、々之一辞、譏其困瑣鏑也、子美寄太白云、何時一尊酒、重共細論文、細之一字、譏其欠縝密也

今上

○有核對荅

鶴林玉露云、楊東山寄為余言、昔周益公洪容齋常侍宋壽皇宴、因談有核、上問容齋、卿鄉里何所產、容齋番易人也、對曰、沙地馬蹄鼈、雪天牛毛氈、又問益公、公盧陵人也、對曰、金柑玉版笋、銀

杏水晶葱、上吟賞、又問一侍従、忘其名、浙人也、對曰、螺頭、新婦臂、亀脚老婆牙、四者皆海鮮也、上為之一笑、

某嘗陋三公之對、昔某師立羊時、漕倉市船三使者皆浙人、酒辺各盛言其郷里果核魚蝦之美、復問某郷里何所産、某笑曰、它無所産但産一欧陽子耳、三公笑且慙

○春雪減石の遺恨

春雪減石の屠所なるおもむき、森春濤翁と傾蓋旧のごとく交情厚き能す減石なるゆゑ、任書を載して翁ゆゑあり中の自ら轎を乗り驛路山色のなかを行く状を言ひ絶えたること記す

近江路を外轎やとひて「蒲団きて舁く姿や三上山」と句拙なれどおもしろけれ、男なりとあくず「栗津の晴嵐比良の暮雪」と附けるを行のゆかどあるべく、お興ありて酒手わづらへ雨をけぬ

名づけんとてさうめ、かくて思ひめくしつ道行事三十里計りなれど怪ることを我なるうあそまけれ四の名陽を院して我を嵐雪かを呼りしハ辛氏微中心まくしに又なくくとともかくばらまほくくみんぬ雪を陽を及ばとること遂し

都門麦葉翁

此書牘今亦森槐南氏の家に蔵すと云ふ

文章を通ぜんとする画の如きを重ぬるのみにて名士の
窓懸軸などの風流にて一紙の中に具つる詞珠と
すべし（坂上雪峯）

○詩人の俳諧

春濤の近代詩人の春半なれども如何ぞ俳諧をもせんと尾
州の佐屋村を過きんけるとき芭蕉翁が
「名殺ぬ人の言いや佐屋泊り」といふ句ある名所
なれば

書きつめ口を雨と啼く名殺ぬ

名殺きつめ泊りや佐屋の春そつん

と詠じ又之を俳句に作めん

堰松涵残迫雨痕、蕉翁月黄昏、霧和
一片々猶苦人掘丸影帝京村
とせんかり此詩作者流名家の称賞する所となる
蕉翁の俳諧に傳ふる一あの風致あると評せられぬ先
生の俳諧は其父一鳥先生の厚く斯道を嗜まれるに
よりて自づと之れを得られたるなるべし開涼あることなる
八ゝも猶一三句世に称ぜらるるもの
風ゝゝの和廣ゝ紙のぼり
どこやらで枕うつおとあきの晩
一事物ゝけんゝゝゝ物しし先と云ふ和尚の道ゝも
深ゝゝしか四ゝ式を要あんし待ハ夫人とうわけ和

歌ども又ありけれども人或は夫人の代作なりなどと称ずるもあれども渭の川なる墨梅の
りは所詮も慶ぶべきなり先生なる渭の川なる墨梅の
歌ども和歌ども言葉の卯の花切て和歌まとめと仰る
人を驚かす作なれども作なれども深く之れを味はゝきん大なる先
既あり先生の和歌我うちかたりの
梨花月　細殿の月の明りの影見て
何をはかりの花ぞとにほくる
春祝詞　言殿いとあるこめつ兵の道
梅ちりぬるし雨の音ぞする
義経恋慕　懐かしみ先雄松の本下閑
案内とて来ぬきぬを

九のうち春秋史留の作は河図銭図氏甚だ之を喜べり
唐詩の義詩を遠ざかると云ふ又先生俳諧
迎ひんけるとき或人破戒僧の頭を色ふ板を書きて同
を出し給ひを清ひければ先生笑ひて此は清すると定ら
ずと
毒をひろく四辺朝にあらまうる
和歌をいと底くくへかし
と書きて其へ人ければ其人先生狂歌の名人なりと
歎賞したりとぞ又蕉を鴨を書きて賛をとてかあ
あるければ
泊花江の絵き蕉の句の間

之を傳きたるなん時

此等皆あるべき事なれども、先ものの才の誤、

仮名とところどころを誤るべし（全上）

○馬糞の俳句

僊人安原貞室の門に乾貞恕といふものあり、飛賀の人大

津に寄住す、一日貞室の「遠く行かば今夕の夜に」

といふ句に「道のべにいきうえたる馬糞」と俳句して

「大津の馬の糞」と綽號を加へ

○未識佛牛花

詩歌に、或人の聯句に初春神馬藻と言ふ未識佛牛花と侘き

たるを人々感じて佛牛花いかなるものぞと問ひけれども其人袖

かき納め我手識佛牛花と答へ（ゆゑ）ありて人皆ためらひたりと

一笑せりと

○聘婦以茶

白河延佑とて和書に曰、客間、嫁娶禮、送茶者有之、何謂

乎、答曰、明陳晦伯天中記四十四曰、凡種茶樹、若下子、移種

則不復生、故聘婦必以茶爲禮儀、固有所取也、今本邦婚禮

約結時聘副茶、此禮何時起、未知、蜀山人附記して曰く、梅

北風仮長成る花の婦、嫁時茶を包て初茶すること長崎

風土記に委しく見へたり

○[illegible]

平宇盛公の妻せしかやとりの女のごとく[illegible]とよむ

べし、皇后宮大夫師時卿の記に云ふ、あめ久方とのゝ
ゝ雲間を権現をことめのゝいとんとゝ、あや指記
ゝゝ方おらあめゆやとよみまゝ流也もゝの浦よ
ゝたかのしと見くゝ、そゝも女の名熊野と云ゝ
よめるもあるもあるべし

貞山銀子
往於六月書

○孔子めゝ行の事

仲尼衛に至り蘧伯玉の家に館す南子
宋行の元公夫人也ゆきしい人子路説ひゝ乱
仲尼ゝ矢て誓の所の者あり天厭之天厭
之の語あり抑亦恵ひゝ寝ゝ、美め一花を結ゝ
ゝゝゝゝゝゝゝめめんも人ゝを敬ゝす仲尼

才あるゝゝゝゝゝゝゝ人ゝゝひゝ矢をゝ抜
ゝ恵ゝ才ゝゝゝゝゝ衆人敬ゝさゝゝ、美人ゝゝ門弟ゝ
ゝ天ゝゝ人のゝゝひゝゝ恵人ゝゝゝゝゝゝゝを
ゝ侍者の困ゝゝゝゝ道ゝ天測ゝゝゝゝゝ 上

○奇の浦を懐て此す

江家次第巻二十ゝ新年取次第を云ふ曰智君来 中 異入
自中門、登自寝殿腋階、水取 下階執盃、伴盃賀
姑相共懐卧之云、婿の足のゝゝ抜ゝゝ女の父母共
殿をいなゝゝゝす、その上智方ゝゝゝゝゝ階
猶ゝ、よゝゝゝゝゝ脇ゝ、火をひゝゝゝ合ゝゝ
寝所の御ゝゝゝゝゝ、三日清ゝゝゝゝゝ

見くらぶ 上

○ 平 肩

正成淀川の寺院にて自害の時七郎が生うえて死か
ゝる彫像を立さしめやとしけるを、同心して腹きりし
とある文に、彫像を立さしめやとしとあるは、
ゆいこと、生てのち死こゝろうつるを、お通ゝ
念仏の功力をもしやゝ成仏しとゝ彫像をゝ
ばさんまい念仏十遍を書しゝ言葉の加文なる
べし 上 今

○ 今の俗歌を猫を云十遍のことなるべし
遍あるの所、漢有遍あと沿革のうたひ、我ものもの

古事くらべのもの、市中邑里あり
とゝるものゝ船のやとる所にて船あを賃す者
しゝ江口神崎、蟹島、蟹島、三美為
康所録朝野群載第三に遍あの紀一の遍あり丈を
のとて世の古事のことあり

自山城四畿度津、浮巨川、西行一日、謂之河陽、往返
山陽、南海、西海三道之者、莫不遵此道、江河南
北、村邑處々合流向河内四、謂之江口、蓋典藥寮
味原牧、掃部寮大庭荘也、到摂津四有神
崎、蟹島、芦地、北門連ね人家無絶、倡女成群
棹扁舟、着旅船以歌枕序、声唱漢雲、顔

飄水風、経廻人美不忘家、列廬浪尤釣翁閑
客舳艫相連、弘無水、蓋天下第一之聚地也、江口則
観音為祖、中君、小馬、船女、主殿。解去島則宮
城為宗、如意秀燈、孔雀之牧、神崎則河流
姫為本者、孤蘇、宮子分金、小弘之屬皆是
俱羅之再誕、衣通姫之後身也、上自卿相
下及樵夫、美不接林第、施慈悲又為人妻妾
殁身被龍、蛍賢人君子不免此行、南則住吉、西
則摩田、以之為下國祈繁榮之處、殊事白太夫、
道祖神之一名也、人別祭之、数及百千、熊野人心、
亦土風而已、長保年中、東三條院参詣住吉社天王
寺、此時禅定大相国被寄観音、長元年中、上東
門院又有御幸、此時宇治大相国被受神君、延久
年中後三條院同幸社寺、狗犬、懐芽之類、並
毎而来、人謂神仙、近代之勝事也、相傳曰、雲客尼
人為雲逝女、自室洛向河陽之時受江口人、刺
史以下自西国、入河之輩受神崎人、皆以始見
為事之故也、ちなのもとのあそびめ、長殊の
あるものなり、旅泊のちぎりのあさからぬ後世の縁
うたがひなし、観音如意輪の変化なるべし、
雪行のせあるべしといふ、遊女の善悪、善悪ハ
生まれつきなり、江口ハ地名、善悪ハ女遊めの名なり

べし

○漢癖

武家平之三十石の扶持を賜りし儒者なるもの、
りやもの、儒者なるあるまじと、の法酒法肴を
酒をこう方を強し給ふもこれまでもなく周公
法物をたしらへけるもの、
もの、人のさまざまなるこの如く飛を法るま
ものまことまことに書屋のものなるべし、その立教を崇る
外、周の教へ孝のごとし、漢の外を崇るは日本の公令
を一外とす漢書に半一疋又三十六斛をかるるもの
へしも日本の三石六斗のあるべき儒者の三十人扶持

五十四石なるも、何ぞ周教漢教をすまさるべ、の
ぶるべき扶持なるも漢の外目を以てつくり一人扶持五
人こんを三十人をそ一斗五升、一ヶ月三十日にて一人扶持五
十二ヶ月の内大小のちがひすこしはあれども、おつとめ五
十四石を漢の法をとくこせば日本の五石四斗をあくみる
事明らかなり四斗五升の所、四斗五升つゝ法を扶持を給
ひ、しかるべし儒者なるも扶持米まで漢法のて
とくこと、さて大学をよむこと、儒者仰天
して京の十二人一ヶ月に四斗五升をそ給米も是なり
全平あやまりへしとて漢法をやめしと

○井上新左エ門の訴訟

松平伊豆守信綱、殉死を禁ぜられたる名臣也。井上新左エ門、執政府の往事なりしを疎略なる処置をもて伊豆守のなげき愛せらるゝ新左エ門者の訴訟をゆるして甘為人来方朝夕ゆたかに、あるいつかたくらの鯉を献上しけるを御前へ投げ出せられて伊豆守見給へられしに鯉を差つきてあるべしうべ伊豆守気毛損じて取次く人を叱らんしを新左エ門侍へあるべしいや鯉を差あるべ共うえ差といふを伊豆守いとゝ心三番三へちりやたらりと申いさめといふ伊豆守ゆえ天ひつし

義をもなやをして、とゝろ〳〵もあるべ合のいらあるべ失、ゆるもを合をいゝ〳〵ゝ去〳〵いのしをいはんしを、新左エ門答拝〻御合のいり失うよく失、我ずことき好きとの〻あるべ〻合をいんあるべ切てあしきもあるべ失をしるを伊豆守あるべ合をいんてあしきやあるべきといはんけんに平〻失芸度の玄京方士を家して柳貴妃のあるべをゆるんしの方士芸茅宮殿も貴妃へあひしを好をを奉ゆちんを共去るをしをしうん玉の簪をたまはけるけりをあるべ合をもて世をたくひあるべきあるべを、かさねて玄宗貴妃との恋慕をゆえて遂て捨はの

一旦首尾はさうしの玄宗方士を教ひそめんしよう
思ひうゝハ此要術に黄蛇と称するお伝人
ゝゝきうゝあゝす形をゝ方士ゝゝめくいのん
黄蛇と通しとゝゝやと終る方士を誅し給ひしを
ゝゝ前の玉の形ぶゝうゝを能者をあまう人をいん
とゝゝかゝあゝのことゝといひけんハ又新たう俗のを
ゝことをいのとを一度興るへゝ世みけるの設定旅伝

○禽獣を躍を教る法

提醒紀談ゝ云金を少ゝ嵐ゝ躍を習ひしゝゝ
塙燈を火るゝけて熱ゝしめざゝ嵐の海終へ伝役
をゝのゝめゝゝゝやへ教ゝへゝゝ前を之のみ徒説ゝ

て熱きゝゝ塙さんのゝやゝゝ起て跳るゝゝ後ゝへ
地ゝゝく教ゝゝハ又起ゝ躍ゝゝとゝゝ禽獣ゝ森を
あゝゝの術とゝく唐土も似ゝゝゝ珍珠船ゝ教
舞鼈者、焼地置鼈ゝ上ゝ忽抵掌使ゝ跳梁
既博習雖ゝ冷地ゝ閑坊言ゝ跳梁
ゝ用ゝ此術といくり

○平安七月の火

此書巻ゝ云毎歳七月十五の夕方京の山ゝゝ
所ゝゝ火を焼ゝゝゝゝの火
ゝゝ地を鑿ゝて穴をつゝけ前をゝの穴の中ゝ焼く
ゝゝ多ゝ来ゝゝゝゝゝめゝ状をゝ山ゝゝゝ

見るに何とそうことを謝せす惟吉めいこの山に大穴あり
穴の大サ一里ばかり通壮その地に敵あて穴の
つゞき蛇くねくねと揺くこと連珠のごとく揺
ことの星のごとし所々に大穴ありしかれども大穴ものつも
ばらく倒てこれ小穴なり横川橋川海
師とこれ福岡の名ハ四国おいて四寺の名ところこれか
入るの寺の門ちうこれをみるこれいそのこれ体
しこれ是利氏の世に到りて提醒能とこれ
附記に曰く大の穴の火の数すべて
七十五あり穴頭のところに三把
次二把中の七に二把前の数すべて

八十把孔の数七十五生れのそハ一来四里ばかり

○先帝の震蹟

京都二条城中に近衛家の文庫あり中に記き所の
珍々きこと数知れず近衛家に伝る宸蹟
百十四通これなり右の御文言の四事に関せる
先帝の四京の御の海内の大政の叡慮を悩
まさせられん故御のの御のめるの深くおいセしこを窺
ひ奉るに御の所為を怪り後ひと
る御場にして多くうしなかや御反に多く「北花」
又ハ「天淵」と書き記ハ「侵仕」と御信を記させ給ふ
ハ稿に又其御信を記させ給ふ震蹟に特に

口筆押の書を減し絵ひたるもちゆけて巻屋を使さて
山衛門と郡司あん貴人伝と呼ぶさもん「一の谷」杯
の口上葉を用ひ絵いたる宸筆さん使さんあり
とこそ

○故人貞山言葉を六伸す

四代目一龍斎貞山は講釈の名人さして
馬喰町の喜助喜助は言葉を変えしの
或る時口演くめりて変る元祖りまるものあるしの
心中雨を言ふ思ひ扇を掛けて右手を延ば
アーフアフと大六伸ち故太の変之れを抜りて生な
掛ぐ八喜助喜助を捧ハん

○初代吉郎の言葉

初代吉郎言葉を言ふて来る言葉して四つ
果て過ぎたるものが二つあり
後の言葉を四字を用ひ
とえくり吉郎又つないこのあるしてこと
蕎麦の方へ穴ふ方へ穴ふ
ないと義の利いた序言こいつもない、四字
所四日かない
とこそ言ふて変ひて此言葉を変ぐり

○佐藤佐井家の言葉を御家物を使む

幕府の末江戸の名武郷れの困しみを非勇佐藤

湯の本所の貧乏人、彼が兼て本所七福神の杜寺
の大亀を望みきて三度腐れの大釜をこみ大かなぐり
粥を炊きもして多氏の杜あり自分八ツ時飯来
を集めんと表毒搗の佐伴家へ駆り込み
て多氏国家の状を訴へ何卒飯米の中高迫り殺
さんとこの言葉書いて見せ立腹し「石搗のす
ハ何者ぞ」と怒りて陸を踏まるる杜に縄打って
引ッ立てるから先扶心治ると叫びければ佐藤
口を失ふて面々の所へ帰り「育自分死ぬる
耳へ入れず」と抑も高山家へ「義士の
後風」と佐伴家の系図を見る佐兵衛佐義政

の失敗あり方世の清水を使て溜し佐伴藩動
を治みもしたれば四郎ともに大なる怒て俄に後る
米十俵ばかりを盗て了ぬ

○

山の家の家に方橋泥棒の時三人にして泥棒
の本家を清の分を媒介人ともう八郎兵衛
した殺さる今石坂周造の伝
盗人の家八郎が殺し接剣を義す、義士共
男兵衛生延の長、八郎の妻
南部生まれや八郎兵衛共大方を喜ばしを
吼火を使さて曰く坂や高健ともて乃ち者

[illegible]を雷事八郎[illegible]あるを見せたりと
りしとぞ
八郎が計報傳へられ[illegible]世間を往きて其首を奪
ひ之を[illegible]の道場の床下に葬る之を知る者只隠
[illegible]と聞きたるのみ而して怪止まず即之を国分の
一郡に及ぼす国分家人[illegible]をして怪しめず一夕
[illegible]の妻印吹を捕へて道を過ぎす怪[illegible]あり一郡
のうち[illegible]へて思ひ妻の歌を採もるべし
妻[illegible]を[illegible]て泥み書して[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]人[illegible]
[illegible]を[illegible]

[illegible]人を[illegible]しと云ふ 山[illegible]未[illegible]人の[illegible]

○英雄淚多し

[illegible]の[illegible]の妻の明[illegible]
[illegible]をレンと云ふ男徳[illegible]
[illegible]や[illegible]
八郎レンが[illegible]
妹[illegible]
[illegible]
[illegible]

めいとくまみるるをんへまさかよあそくはある
まくくさばのかけうえはんしくおそひきる
べきそうもまこうくかすきまいたし
中世いろんのくもみちうをまあんこのこ
とるてもしかなまてもおきえみさるのあるえん
めのほまんをそのくしあるあるいかうもなく
わなくしもうんしきこをおそひきくしこと
ろはあちくちうてまこうをさんのを海さ
飛くくこうも世のひよるばんらくほ
めんが海あるまいあんをいたくちうをく
わなくしの本妻をおほめあさもの

えかふ御なるけるをとひくく御思ひうをなく
りとうもかのひあげしあわなくしひそう
法華波見菩薩あるえあ
とあくうるいちし

○祖師の御[illegible]
伏見の寺田屋に祖師の筆命と一方ならぬ縁あること能く
人のひるるかう草庵聊ほる夫ふぼりつこみ、怪しき面貌
一癖あるくしき眼光もつ、京坂の客を往来する浪人
が此寺田屋の一室に立ち寄あき枕を敷て世を思ふ
筆命の様子を描きしこと云も武士なるや、知れぬ事

府会津の之を聞くこと久しく不言の新道迂路を
ぎ、前後数回と云ふを以て、而して坂本駅なる北茶屋
に休憩する一人云
岩の上なる花咲くことやう北茶屋なる寺田屋なる二人の妙齢
く美麗しき利発の娘あり或る医師のるものも由あて
此寺田屋なる面白きものなり蛇屋おとく、花子、小
が當、こゝ一面の仏樂み月日、深き
る心に依りもおとなり深き信の娘之を深く感ずる所
情振の甚だ、そぼふる雨の寂寞たる夜其温泉宿き行
過るあるもの四十の美婦と四の北蛇女と
もなりて為人を立ひ美人と立ひ美人と語る

時間に何のもこの心を深く合ひ我が友女数の
契を結ひける
一の坂本にあるは宿屋あて宿屋なる清潔
みして輝くばかりなる チャブ
の風なる お客はしきを又多くの人のトヤ
まるを思ひハット思ひしの四人あるも
坂の陸るるようピカリと閃く一校の稲妻、サテハ捕手の
と気付やいなや右手引抜き打ちに女性の
袖作ひ抜けむ「坂本ハシ」ロ〻〻ロ〻〻狂乱ど
す
坂本は此の不意の注進と我が刀を掴ひ

すると間もあらばこそ、バラ〳〵と十三の侍ども抜き連れ、
俄と作る二十人、抜身の槍の穂先実〳〵上を高くと呼び
ひを性と体る拵者引立て、
杉〳〵迫ってピストルを以て打拂ひ、後拵者い来る紀
事を作る者で、「お主しの座を起くさるしの者
通御目出度し」と云へば木戸ハ「何の者」と問へ一ペン
禁止で御通と云ふ拵者い見る見たいが
のー」

○五事誓文公示の国絵

始て太政官代を九條殿（道孝の邸）に設くるや八事来
俗のうさりけんぐ世帯の上を事務を執りけるの出仕の士

福岡孝弟（高知藩士）三岡石（由利公正）等お図して曰く
王政部く古を復し万事も先例の陳腐を変革
我国の生民塗炭あんず天下を救ふ為に来し
まるべし改を為す者の古国を捨てあるを宜しく国是を一定し
て陛下大御心の在る所を知らしむべしと即ち矢を取り
紙片を懐中に揮ひ世帯上る在坐して其所問国是を思
惟する所を書き、福岡は三条を作り、
和答して曰く、事務を事ふ乃ち拵へて之を作り
うるやと〳〵彼毎大き之を誓ひ等ち此る拵て福岡孝弟は勢
の業ひて先づ之を作らんとする示し次で天皇陛下の拵
し之を天下に宣拵の為に作らんと公卿

[illegible]の、條文六ヶ條をうごかず
[illegible]と策めるの為、天皇の人民と
[illegible]、國家用闕必ず決して先例を
[illegible]
[illegible]
[illegible]

ことを聞きて切にうらやましがりて酒の給ふ
しさる風にしく信ことをゆきしるを得の曲者なれと
猶怪しつて石間四郎とも思ひ尽所なる百目砲を手人の妻
乳とこそ〳〵製作なる美絵多源とも惜失を知財
り猶疑なも小伝の〳〵石大なる美び〳〵傲慢者の高脇
持き美人と称祖なつて猶意を持ひ火蓋切つて放ち小
霹靂とそれ雷の響下やるめく底聖霊郭し猶烟
内を充ち満ち〳〵辛新なる模押つあるを左なる烟
筒を捧げ太手烟管を取り給ふ〳〵度義
きそのく一せのゆを盃蓋心化ると知見の猶畢り
て重なる酒盃を喫小

既にして主新なる一銃を手命の甲例を一見きて美味を
持小何のなる蓋を撫すれ小個いそも什麼を一個の襲者
たるそれ銃底を蟠動して元のなるすなのしも敷きなる毛
なるく〳〵のなと打笑ひ好下ぬ、遠金なる底戴化なんと小
柄を持きを甘貴を捧きなり空を翌りて痛新しけんば
流石の主新も甘新候の時しけん、こんなるなる御美
して文陸拾あて兎角なるきなるこそ
主新者を流の川の閑家を尋し遠祖の（沿家の若沿新
新の高を首けて猶なるなるなるなる行なるを地を猶小
主新の遠祖山主国王岩家を率て地かへりきを云
ふ遠祖を号なを大頭公の英尾を著び地れなる

と古の感に堪へざること数々なりしが遂に修験の地をトせんと
欲し所々を巡り山川を探索し遂に年来の宿願
を遂げ其文殊を作り甲冑を着けたる尊像を画
しの天くまなく国家として石像を彫り御の川の西
なる洞窟の中に安置し又御の川の上流の
珍材美書を発し其写を嘱して自ら峡みしが
ちの仏師に命じ幕府の命令を受け、甲冑姿したる石像を
造りしに不思議の形あるを取るの話あり世人
これを中き寺院なりの格式を備へ
の姿を降ぶ
中の異状を視るに彫像壮快なるは其事

跡を自叙しとゝまるの後々北心揺撼の節異変
を高らかの公許を得たる今を叙して永遠に留む
犬馬の骨折に摩擦せんとの中なるに
秘伝を授け生涯も美や年来不思議
の奥に逆塞の云ふ雲の義血脈の美や長髪語絶
の義成、聖的の御所の命、切なるかの三年の変化
世、逆功も天の恵なる年月勤苦
不思議なる仏菩薩入定於仏秘、心法志て
酒肴とゝ仏教修験天下何程なるのみ難、然
バ子孫に武功の形見陽、忠勤の志を起さ
後得るし一の表や と言ふ不思議

なぜ中華を為て太平洋を隔てる
不共戴天
徴者曾の氣象を掬するに足るべし
偉人史業年の山毒を飲まるる
○シーボルトの寃獄
シーボルトを罰せられたること三年前の事なり
重天文方高橋作左衛門は司天業なれども地球儀を業
和解の門を勤めしが シーボルト江戸を去るとき数十
逆旅を訪ひ別を其説を聞きて初め作左衛門シーボルン
トの行李の中魯人著述の書和蘭国の地図を携
あるを深愛去難き之を見て翻譯し

府に献ず我邦の利益掬する多きを以て之を
求むるも出つべからざるを知り手保後下河辺林右衛門と共
に書を送ひシーボルントの宅中を訪ひ生徒を
所のうちを乞ひて之と交換ちんことを謀りしに国禁の記
録及び日本地図測量図あるを之を流することを
法令なるを作左衛門逆旅に来り記録及び我邦沿岸
の地図を出だして林右衛門の測量図
図を見て彼の書及び地図を授けしがシーボルト
ふたゝび作左衛門の地図を出だして日本並に蝦夷樺太連続
の地図を出すに作左衛門乃ち其書を焼き
樺太八間宮林蔵の測量せし図こゝに来る

領内の図を以て日本全図を訂正し九州の輿地図を作る九州の図未だ成らざるに御用地図を作り九年三月を以て十年
六月を期して等身シーボルトに授けんとす（伊東玄朴の傳）
よって此時シーボルト之を獲て大に喜び報ずるに琉球諸
島の地図を以てしたりと云ふ（蓋し是皆一巻軸物なり）
八月を以て出発せんとす然るに定期の船なく而して去正月
正の地図を以て去る月利登船すべき筈なりしに
ようやくシーボルトこれを獲て驚き喜び
珍敵渡航して之を見せしめ所以なりと
然るに図内の事情なる故に
時の改正銀図主義の図なり
を記載すべきものを知らしめざるを知らず
ことを禁じ久しく秘蔵せしを此度
よって之を与へしなる法律の偽造せざるべき所也云
れ以シーボルトの罪科は主として此一巻軸の為なり
文政十二年九月シーボルト期満て和蘭に帰らんとす彼の
記録せし地図を他の蒐集せし所の書籍を載せ
られたるを以て拉帆船にて出発せんとす支那人
入港するや彼の帆船のときみるべき猛烈なる風雨
起り生命危険に陥る前時なるときなり舟は殆んど覆
没せんとして再び出港する深夜（或は曰く舟長ちと

して未だ幕府の命令を受けず海内大なるも舟稍佐のワ
レイシの命令舟頭、生家の婦る幕吏仍て怒人て之
を捕し囚禁のこの後て度つる後敷る大に陸るを
めるもすりすり沼交未永氏の意あるを石を空る築
き海内を蓄へ一大池とす乃ち一万を決して之を流し
りとすの幕府の制して海内の船舶港を出るも
ハ一切出載する所を以ハ入港あるあるを以て廣
来のこを駐捕するを例とす加るシーボルト乗る所
の舟の再び出港入るやなりの夫背者を就きて之を問
捕しこれシーボルトの行者なりも彼の秘蔵仍る表
見せんを禁制のこの弗るの弗おるをもしこ羅吏氏

出る所を殺ひ大に糾究する所あるとの舎一書ニあり
シーボルトの之を作左衛門ニ受けしことをなりシーボルトを絶
捕するこ出しシーボルトの変する狀ハ遂ることを歳の十月十
行ニ出しシーボルトの変する狀ハ遂ることを歳の十月十
日を以て出発とす十二月十日市中ハ幕府の命令ニ
シーボルトを出島ニ遠し文捕吏ハ生家及び家屋馬場
為八郎ハ文捕志ハ猪股源吾、堀義左衛門、稲印
市右衛門ハ三十八人を捕ることし大なる捕ハ鞠木する所あり
於品方捕作左衛門ハ作左衛門下河邊甚左衛門ハ出板
土生玄碩ハ出島ハ作左衛門下河邊甚左衛門ハ出板
シーボルトの捕ハ捕ハ鞠木する所あり

或は夫と彼の或は崖を折りてシーボルトに之をやきて自らあ
人ぶり親子夫妻の祝を乞へる而も言葉しめ
ゝ紙をかむを薄くしかを減じ眺めることを弥んどこ
四十の白く鈍の玻璃窓を撫して風る曝さん或はお
郎をせて自ら妻を家を見し於るも狂は戯役
と捕もず人之を止めんに曰く「去弟子等をして共尼の罷
むを待ぬ」と云へるを聞かんや」とつくおもむきやより
感恩して涙を掩へるしめるし少く此外シーボルト
今病あるしことあり妻妾国木野の許さんを待つ
り其病を待つ一和丑刻シーボルト果て花を国木
を喚呼して曰く「汝子亦牢せん接鞠且つ悔列す

くるを拾ふ其時今の言法を後
事変を聞き卵を倍せ卵と卵の母とを殺し
と国木野をきを之を連れも聴うす爭めの死を
しおかして遂に之を殺ることもシーボルトの手ヨリの
里帰を悲を絶て平鉢を震てるをを執らしを
又此を高時の情況を知すべしシーボルトい文政十二年
十二月廿日を出を初め帰邦の途を持
んとを知ることを又浮せんを五年を
附言 シーボルトの移を我邦を要のうを平あへ柿生
氏の子孫なきを国木とを（自ら呼ひ「モキシヤ」
とす）蓋しその時我婦めの山海の公妙の

之を惜まず却て之を知る者に送り侍りしを
こそ聞きしに世を去りし「内の伊禰」とぞ云ける
二月十二日この日来たりしとき女年方に三歳に連り
て母を抱き之を抱きて言ふ「我一たびもの不再来後悔すること此一塊の肉
猶を集まる小四十九年善々我の為に之を養へ」
二人感泣して流す
伊禰阿伊禰初めて産を産みて産褥を産め
ども産まず遂に二十二年を経て産の時に
及ぶ年二十九人母家の地を祭りて相来
と移す 明治廿九年二月十一日（寅生）記念のための若干の時を除る

○赤貧の手田高風

初の高風の手田高積の後を継きて校人候の事ありや医を以て
業とし禄俸極めて微薄なりしかも此微薄の禄俸さえ藩庫困乏
の為に動もすれば支給せられざることあるも窮窶に甘じ
ぬ流れに水惜不屋なる彼の多見の泡沫なる耐く得さうけ
む是れ仕を断ても浪人すること已に一のみならず
禄米と百俵とうの御産業京人小手使の由なる所なれ
校食殿小多の右の禄爾と不足なる故に勤定改正見表
京、金子の事にて三十両位の取不足に対成為に高風
弱冠にして校下拙お清り為に高的校俸二百俵倍を
仕度旨、付手お清義伊拙相来後下至為拙代を拙

[illegible]

[illegible]

[illegible]

是七月人故方と日付が頼母敷申候ハ、引込ものゝ多と是
程ゝ火事用心ゝ、夫の文ゝ、醫者、醫者ばかり、兼て
の上おいらと云ハ私の事、そこで大驚きして苦しむ所と
後ゆゝ真柱の料一両来る所が来ル年ゆゝ出ひず、外
いうつゝてゝも、幸ても借りる方へハ行の為ハ方ぬゝ、
夫を心ゝまゝ人のへを厨斗目を借り出して着て、たゞ一
日ゝ年始を勤め、翌ゝ方ゝの穴へ納めて、そんで大事用心
事おのおいを寄ひ、まづほつと息をつく
ほつと息をつくい結構の方文
去年つ人の志ゝ方ゝ花半板をへゝ十あの屋ゝまゝ板を
先引取ゝ方ゝ、こんゝ事ゝ、どうしても先がきか

ぬゝゝ、同心を頼み、おしふゝ待せて、二月まで来ゝとハ方
り来ゝ、こんゝも一あいゝ、ゝも人ゝ借りて利をゆゝ、
まづよいと思ひと
一彫絵ゝ送ゝ一彫ゝ方ゝ一雑彫ゝ挑ゝ一雑文
ゝ半ずゝの美いと思ひ未し、果ゝ
去年大煩いの砂りをへゝる来ども元利共して十あハゝの方
断り来き方ゝ十四五ゝ月ゝ方ゝ流ゝと云ゝ
弾ゝ人をゝて先づ方ゝば、ゝと云ても少ゝず、そこで佩
ゝて先ゝ初ゝ来ゝのかゝゝおゝあゝ、すゝと、
去年来ゝ下めゝ深切で、元ゝ金ゝ少ゝうゝず、（房中良ゝ
ゝ）彼が服装を三あゝへけゝゝ流ゝゝと云ても柳

の蓮を引くうめく、へ所がたびるつこしハ今迄まつかなすし
ておしゝ作る上）所が三月の也あり去年三月へ（すれ）なる雛の
流れるを来る流しを娘う泣くう、此迄の苦言
小計りなり、そこで高麗を捧くて例の火事羽織と、ふ
だん着用羽織を入れて、一反二朱まるを受出しとんど
節句の日を待て着かくさるる事叶はず、去年如
何ある人の作る節句をさも敬、かハ出るを云つけの
ハ、おとなしくおり居、二人の子供が心内の不愍さ、野
第心内ワ安一の作下秋
節上巳を入れ春光正を逢くるる絵壇の雛人形を飾れ
待宿五を詩賦さる人、必ずの中一燒遍るる、恰ハ之
玉帝節句の作るを北嘉加辰を写ひセしも、彼のものを豪岩
をるを春ひの生忘中を題然なるの無きを始ひ読をも
「外くるを云つけんハおとなしくるを長の浸るるを塩
の木石を赤紙を貼て飾り飲酒もん、而かも夫るの二郎喜、狂
こを止まるず
所、和石物の宮しう出来とを云つて世料とよこセを云ふを
ら、彼此来一歩三朱の作りハ柳の蓮を引くうめし例の
島ちりの小袖一つ入所漆塗のめくるを入湯も行ず
使ん、羽織うさいうを内ワ出まるず此年の万物
侍等中の一を中上芳も此のめく芳也、その私屋代
へも塙くも書を作りる行くを事の出来る芳也

候也」の二字を畳用して彰極り多き後ひとりのみ
すのみならず言を事実に徴するも彼の敢為進往の志氣
豈に其事の寛迫なるを推折すべけむ歟
此中なる古史傳の著述い多くなるを勧申侯御情み
一の補ひ侯
と一法収束して後る馬上顧聴俗務あるを熟と示し給
を更めを四〜
倩古人も多く語る所に求むる事あるを似たりとう申事
なる彼人なる中雖き事なるを心あるなる中侯大い
其中なる能く其を為すと言めらんと云弟の情
中なるに一方や二方や三方や四方のめくさん全の合力を

能もかやうに思ひたまふらんそこらの事しき
心い本後斗もなる事神とくとい最とよくたしめさも
知ふ此事を祈る心の安くいめるを云ひ迄も此ならい
取続き雖く中なる原の入口所慶と云ひ侯而
を取て活人なる業を切て善き術も出来べくと而
業也こい貴くころうと思ひの多ものと表する数
て、しうもよる言ひ如人なる事もいたりなる所ちん
ひさなる斯くは思ひ侯也河ん大切い細瑣を顧ふ所ひ
き続なて切度ことひ所みわけてなるとアヽアヽ
其時任の第を高多くのみめのみなる黄門由来修学
の志なる奨勉の苦しみを脱して江湖を飛翔ん乎

の於ることをひろめし（偉人決業中平四郎氏記）

○林子平と兵法

徳川三百年の間儒者多くして志を事業に伸べしもの新井白石ほかに
なく、奚一而已名れる奚逆の名あり、家村源五兵衛と曰へり
子平の父なり
源五兵衛の門に名あり即ち子平の叔父なり
博覧強記にして孰政と為り三子を生む人皆之を愛
毅その主の放縦を諫諍して聴えず腹を屠りて死す
元文五年子平歳甫め三歳なりしとき源五兵衛故あって士籍を
削られ林摩詰と改称し常陸に流寓す或は曰く同僚の横死
を憤りて之を撃殺せしが為めなりと子平則ち其同胞と伸父

林従五の許に鞠養せらる
已にして仲姉を以て姿毛村の伊藤氏に嫁す
毛村の伯父なきを以て其副宗村の側に居る従之隠を
以て男作三十口を養ふ
子平能く文を解し後学年初めて書を学ぶ
ふるに和漢二国の兵術を問ふを嗜む
育の法を其父なしの為家背格集の家る程度三国球の図
を写されたりの為に一年七月なり林植を守る陸り
して才二国の道をみて「北辰」奇策「冠」を生じ
長の道也
象背本末紫木之道を修いて人興化国為深を著わし法象

兵言を以て刺的印、和蘭東、支那、暹羅の三港を開き、和蘭人
アーレンヘートを新きに派遣の形勢を一変せり
子年の十年鍛錬の徒弱を輝つて倉廩の豪奢を誇せしも
亦この時の事なりき子年自ら記して曰く
安政十子肥前の鎮西に新に徒事し、又し浪華陽の花
鍛度人二千人徒堂一を設を為しなるとき、長壹十五人銘
其の命を受けて赴向し、品川を六十一人を討破り其榎家り
名を立て世を驚せし時のなり
思ふに海四兵隊を点検せしものめし
彼れの海國兵法を知るの能はざるの困難を感じ、
すべて彼れの藩約入金の法を援りて出版せしと雖も、之れの
くなる能はざりしの左の事由は南部の無くし書を能て見るべし
一去春中兵法十巻の新版を以て全部を御勅化
ら年らかなる事由を面倒の手続方申奉るべき是も
ちき御事に付、先づ、仮用掛は寸反
如く其の二藩を助、桑名藩、松井伊家の家士林
らかの助を乞年、どうぞ取つぎ願
を奏上仕候方、どうぞ勅化入を不来、小生自力の働
きも盡き果て失月まら脳刻を休み居た
由之欲之前生之する事印しなる藩約法を子まる等切せ、
りきたりて彼れ書を困難と存ぜ事柄
同書之又曰く

右二付一工夫仕り阿蘭陀船図説を製作仕り右図説三十枚
御勝手仕度旨何手ヲ面倒なる事ヲ
一枚宛三度づつの積りこれ方付てもよし一枚三度に言き
事に御座候間、こゝ[illegible]動化と御座候人の為と只三度
づゝ世ひも不被仕事故、これを一枚づゝくばる事と御
座候ハヽ三十ヶ所、[illegible]事と御座
候、五枚づゝ[illegible]度て、是一歩ずゝ世ひてもよろしく
一ヶ所一人宛五枚も入[illegible]事と御座候、先
枝宛三度づゝ宛四枚方付度旨書[illegible]
何れも右三十枚を一ヶ所二歩宛[illegible]
掛度まひまんあり、一二分なりとも世界手掛等

被仰付、[illegible]宛一枚宛[illegible]
[illegible]ヶ所ヲ動化[illegible]偏に[illegible]
大度

図説の儀ハ文政二年記と記し神[illegible]無くし書ハ六月十一日
と記[illegible]徴すれハ則ち同年の六月[illegible]ぐゝ而て兵法第
二三巻の刻成りしハ翌年四月[illegible]前序を推[illegible]弘人と
一年の間この図説のみを得て動化生を以て刻の書く
を文(しる)す其年三年[illegible]
地の[illegible]刻[illegible]を後ハ[illegible]一層の著書ハ文
[illegible]の頃[illegible]廻し[illegible]書東中[illegible]
く

一海図兵法も初め九百日と見法ばりたるに其九百日の行遂廿
中之日和心無く有り所花花を分一日くとおもふ所
九百日疾くおもふ御くもの二十日めの夜半頃生々見えて
一変情い所有りて今迄とちのく一度之立ちもたけん
ハ摺角書籍中有此おもいがけまひの思ひ寄又々い
どくおもふ所依而一首有り
小刀を能しれへ連かゝる廃成久事を思い既ゝ廃絶
りその又紙の上らをを恨めりと書きそ
紙ちきの今日の恨みをくらぶんば
黄いそのをおらへさりけり
江戸へ配る兵法の書を冊ゝ書て一枚つゝ深そ書し

申夜
一摺三の兵法一刀名山義へ納夫の義ゝ夜半
未ゝ押夫依名の印を印迄一ちゝ夜ゝと御ゝ似を
ゝ夜

（中略）

一可相成者、南軍まゝ十切伝角被仰付被下度ゝ夜
此度此刀ゝ仕立夫ゝ わづゝ三十八部出来ゝ夜此三十四
人の入御の人々三十四部い賜り御ゝ仕夫、左夫へハ御ゝ
三四部い、ゝ人の役ゝ三不申夫、役ゝ三役ハ、南蛮ゝ摺て
申越ゝ御立夫、仍而ちめん又々三十部ゝすり三夫而う
りゝ者ゝ夫ゝ此度此刀ゝ者ゝ夫ゝ者ゝ夫ゝ者ゝ夫

[illegible]十切恩借仰付られ候段有難仕合奉存候[illegible]北人と御かしられ[illegible]銭[illegible]
[illegible]年[illegible]十切不[illegible]年[illegible]
[illegible]内[illegible]摺立の用に立[illegible]残念に[illegible]何卒
[illegible]十切か三[illegible]恩借[illegible]偏に[illegible]大晦日限
りの元朝[illegible]迄[illegible]事に御[illegible]
[illegible]江戸[illegible]何か大きな[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

十月二日　林子平

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

閲覧室

其方儀縱令利欲に不改発代一匹の名ゆへ拘り取留も
無之風説又は推察をもつて三度四度日本を御表沙汰事一の
ゆへ板倉奇怪成儀等取交書述改し、右の内こゝ御
宝の儀等も赤穂ノ其他地図抜書の御国絵図原書写又は
板行致し宗所二十目樽八斤市兵衛方へ送了也及昭出不
悟儀仕方不届之段足高膳へ引渡在所蟄居仰付
付長崎も板行相所と板本共取揚及

寛政二年庚戌三月十七日

後の世命ぜられ文書を板本に浸ぬ世間乱を起す為
勅ちゝ書ちゝ子ちゝ孫ちゝ賜ちゝ
と板ゆし自ら六尺高と日よ

PAK